

一般財団法人香川県交通安全協会広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人香川県交通安全協会（以下「協会」という。）の広報紙及びホームページを有効活用するとともに、企業や団体の協力を得て、県民の交通安全意識の高揚を図り、もって交通事故のない安全で安心な社会を実現するため、県内事業所を対象とした広告事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象範囲等)

第2条 交通安全の広告を掲載する業種又は業者として適当でないと認められる者の広告は、掲載することができない。

2 次に掲げる者は、広告主としないことができる。

- (1) 交通ルールを順守しない者又は正しい交通マナーを実践しない者
- (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (3) その他協会の設立趣旨、目的、公益性等に照らして相応しくないと認められる者

(掲載内容)

第3条 次のいずれかに該当する内容は掲載できないものとする。

- (1) 責任の所在が不明確なもの
- (2) 内容が不明確なもの
- (3) 事実と異なる内容を含むもの
- (4) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの
- (5) 政治活動、思想又は宗教に関するもの
- (6) 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの
- (8) 個人の氏名に係るもの
- (9) その他交通安全の広告として掲載することが適当でないと認められるもの

(広告料金)

第4条 広告料金は、広告に係る実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、広告表示期間の長短等を考慮し、会長が定める。

(広告主の募集及び決定)

第5条 広告事業に関する広告主は、公募するものとし、広告主の募集及び広告掲載に必要な手続きは、会長が定める。

(広告掲載審査委員会)

第6条 広告掲載の可否及び広告内容等の適否について審査するため、広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、事務局を総務課に置く。

- 2 審査委員会の委員長は、専務理事を、副委員長は事務局長を、委員は安全教育部次長、事業部次長及び総務課係長を充てるものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、これら以外の者を委員に加えることができる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 審査委員会は、新たな広告を掲載しようとする場合において、委員長が必要と認めたとときに、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長は必要と認めたとときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(掲載広告に係る責任)

第8条 掲載した広告に関する責任は広告主が負うものとする。

2 広告内容が虚偽であることが判明したとき又は第2条第2項の規定により広告主としないことを決定したときは、広告の掲載を中止するものとする。この場合において、広告掲載中止に伴い生じる費用は、広告主が負担するものとする。

(財源の充当)

第9条 広告料金は、広報紙の発行経費又はホームページの維持管理費に充てることができるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から実施する